

上 尾 市
上 尾 市 消 防 本 部
上 尾 市 水 道 事 業 訓 令 第 4 号
上 尾 市 議 会
上 尾 市 教 育 委 員 会

本 庁
出 先 機 関
上 尾 市 消 防 本 部
上 尾 市 上 下 水 道 部
上 尾 市 議 会 事 務 局
上 尾 市 教 育 委 員 会 事 務 局
市 立 教 育 機 関
上 尾 市 I C T 推 進 本 部

上尾市 I C T 推 進 本 部 設 置 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 を 次 の よ う に 定 め る 。

令 和 7 年 3 月 2 8 日

上 尾 市 長 畠 山 稔

上 尾 市 消 防 長 中 山 一 之

上 尾 市 長 畠 山 稔

上 尾 市 議 会 議 長 田 中 一 崇

上 尾 市 教 育 委 員 会 教 育 長 西 倉 剛

上尾市 I C T 推進本部設置規程の一部を改正する訓令

上尾市 I C T 推進本部設置規程（令和 4 年上尾市・上尾市消防本部・上尾市水道事業・上尾市議会・上尾市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中「子ども未来部次長」を「こども未来部次長」に改める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。